

令和2年度
第1回
定期監査報告書

(教育部)
社会教育課
文化課

青梅市監査委員

定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項および第4項の規定による監査

2 監査の対象

教育部 社会教育課、文化課

3 監査の着眼点

財務に関する事務等の執行が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているかを主眼とした。

4 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年12月31日までに執行された財務に関する事務

5 監査の期間

令和2年4月3日から令和2年7月27日まで

説明の聴取 令和2年6月5日

6 監査の実施内容

監査の対象課から提出された関係諸帳簿等の書類審査および関係職員からの説明聴取を実施した。

第2 監査の結果

監査に当たっては、予算の執行が公正妥当であるかとの観点から判断したところであり、監査対象課の所管する財務に関する事務の執行等については、提出された関係諸帳簿等の書類審査および関係職員からの説明聴取により監査した限りにおいて、法令等にもとづき、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

公印の管理については、保管状況の実査を行ったところ、適正に管理されており、また、窓口で受領した手数料や資金前途による現金および郵券類の管理も適正に行われていることを確認した。

なお、監査対象課の事務取扱の一部に、検討、改善が必要と認められる事項が見受けられたので、要望事項として述べることにする。

1 事務分掌

青梅市教育委員会処務規則に定めるとおりである。

2 予算の執行状況（令和元年12月31日現在）

(1) 歳入 （単位：円、％）

| 課 | 会計区分 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 調定額に対する収入率 |
|-------|------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 社会教育課 | 一般 | 385,659,000 | 363,752,316 | 363,610,183 | 100.0 |
| 文化課 | 一般 | 11,322,000 | 7,737,694 | 6,416,886 | 82.9 |

(2) 歳出 （単位：円、％）

| 課 | 会計区分 | 予算現額 | 支出済額 | 予算現額に対する執行率 |
|-------|------|-------------|-------------|-------------|
| 社会教育課 | 一般 | 602,047,000 | 447,398,868 | 74.31 |
| 文化課 | 一般 | 81,286,000 | 53,684,724 | 66.04 |

3 要望事項等

監査を実施した社会教育課は、生涯学習の推進を図るため、生涯学習に関する総合的な計画および指導、社会教育事業、文化振興、図書館の管理、運営などを所管している。また、文化課については、文化財・美術に関すること、郷土博物館、美術館の管理・運営を所管している。

両課は、市民生活における生涯にわたっての学習活動や文化・芸術活動を通して、生活に潤いを与えるとともに、生きがいや心の豊かさの醸成、郷土愛を育む上で重要な役割を担っており、様々な事業を実施している。今後も事業内容の一層の充実に取り組まれない。

なお、個別の要望等については、次のとおりである。

(1) 社会教育課

ア 生涯学習の推進について

青梅市では、各世代を対象とした様々な生涯学習事業を実施している。

平成30年度に「ともに学んで生きるまち」を目標に掲げ5つの基本施策を示した「第六次青梅市生涯学習推進計画」が、学識経験者や生涯学習関係団体の代表者からなる青梅市生涯学習推進市民会議の意見を聞き策定され、令和元年度は各施策にもとづき事業を実施する1年目であった。

推進計画を着実に実施していくためには、実施事業のフィードバックが重要であることから、青梅市生涯学習推進市民会議において事業の成果検証を行われたい。

生涯学習の推進を図る上から、市の推進組織である青梅市生涯学習推進本部と青梅市生涯学習推進市民会議のさらなる連携・協力を図られたい。

今後も、市民ニーズを的確に把握し、様々な団体や各種機関と連携・協働を図るとともに、文化交流センターを有効に活用して生涯学習の推進に取り組みられたい。

イ 成人式について

青梅市の成人式は、タイムカプセルの返還や卒業アルバムの投影、先生からのビデオレター、会場での新成人インタビューなど毎年創意工夫を凝らし実施しており、参加率も高く、令和元年度は76.7%であった。

成人式は、一生に一度のことであることから、さらなる工夫をされ思い出に残る式となるよう事業運営に当たられたい。

なお、会場設営および舞台運営の委託において、業務終了後に報告書が提出されていなかった。業務の履行状況の確認は、職員が目視により事前準備から撤去後の確認まで行ったとのことだが、委託契約書では、「受注者は、委託業務を完了したときは、速やかに書面により発注者に報告し、検査を受けなければならない。」とあることから、今後は書面による報告書の提出を求められたい。

ウ 青梅市総合文化祭について

青梅市総合文化祭は、旧市民会館を拠点に活動していた各文化団体連盟で組織する青梅市文化団体連盟に委託しており、令和元年度は22団体が文化交流センターをはじめ各施設で日頃の成果

発表を行ったとのことである。

事業実績報告書については、参加した文化団体連盟ごとの提出書類には詳細が記載されているが、受注者である青梅市文化団体連盟からは集計表のみの提出となっている。近年では、文化団体連盟の個々の成果発表だけでなく、他団体との合同発表などが出てきていることから、総合文化祭全体を俯瞰できるような事業内容を記した総括的な報告書の提出を求めるよう要望する。

エ 青少年リーダー育成研修会について

8月に実施された宿泊研修において、青少年リーダー育成のためアドベンチャープログラムを委託しているが、契約書は取り交わされていない。また、研修報告書の作成も翌年の1月となっていた。

プログラムの内容については、同行職員が直接相手側と内容の確認をしているとのことであったが、履行確認やトラブル等のリスク回避の面からも明文化しておく必要がある。今後は、委託契約書を取り交わすことを要望する。併せて報告書の早期作成に努められたい。

(2) 文化課

ア 文化財保存事業補助金について

文化財保存事業補助金については、交付申請書および実績報告書提出時の添付書類に不足が生じていた。必要な書類の添付を求め、適切な事務処理を行われたい。

イ 美術館清掃業務委託について

美術館の清掃業務委託については、通常の休館日以外は毎日清掃を委託している。また、臨時休館日については、開館日にはできない場所の清掃を行うとのことであるが、臨時休館が長期にわたる場合は、必要性の検証が重要である。

今後、美術館においては空調設備の老朽化により夏季期間は開館しないとのことであるため、長期休館中の清掃については必要最低限とし、経費節減に努めるよう要望する。

ウ 郷土博物館・収蔵庫および美術館の維持管理について

郷土博物館・収蔵庫および美術館は、建築後、既に30年以上

経過し付帯設備も含め老朽化が進んでおり、美術館においては保守点検で空調自動制御機器の本体更新の必要性が報告されている。

また、青梅市公共施設等総合管理計画によると郷土博物館は耐震補強未実施であることから、今後の施設のあり方を方向付けるために、青梅市美術館等複合化検討委員会が平成31年4月1日に設置され、青梅市文化財保護審議会や青梅市美術館運営委員会に意見を伺い施設の再編に関して検討を進めているとのことである。

再編には時間を要することから、その間の施設の維持管理方針および安全対策とともに貴重な文化財や美術作品をどのように保存していくのか検討されたい。

郷土博物館の収蔵品および美術館の美術作品については、一部を除き保険に加入していないとのことだが、損傷や盗難、災害といったリスク対策の観点から必要性があるものを精査し加入することを検討されたい。

また、災害等の緊急時における収蔵品や美術作品に関する取扱いマニュアルが未整備とのことなので、早急に対応を図られたい。